

公益財団法人熊谷市文化振興財団役員及び評議員の 報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人熊谷市文化振興財団（以下、「財団」という。）の定款第15条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 代表理事等 代表理事及び業務執行理事
- (2) 役員等 代表理事等を除く理事、監事及び評議員
- (3) 理事会等 理事会又は評議員会

(代表理事等の報酬)

第3条 代表理事等は、無報酬とする。

(役員等の報酬)

第4条 役員等が理事会等に出席したときは、報酬を支給することができる。

- 2 監事については、財団定款第27条の職務を執行した場合においても報酬を支給する。
- 3 役員等に対する報酬の総額及び日額は、別表のとおりとする。

(費用弁償)

第5条 役員又は評議員が、理事会等のため旅行したときは、その費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額及び支給については、財団の旅費規程による。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人への移行の登記の日から施行する。

別表

役 職	報酬の総額	1人当たりの報酬日額
評議員	500,000円	7,400円
役 員	500,000円	7,400円